

令和8年4月定例会

さくら市教育委員会会議録

令和8年4月22日

さくら市教育委員会

さくら市教育委員会 4 月定例会会議録

○日 時

令和 8 年 4 月 22 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 20 分

○場 所

喜連川 2 階会議室

○出席した委員の氏名

教 育 長	橋 本 啓 二
教育長職務代理者	中 村 浩 之
委 員	岡 崎 真 紀
委 員	稲 見 純 子
委 員	舩 生 正 興

○出席した職員の氏名

教 育 次 長	早 田 勇
学校教育課課長	鈴 木 久 祥
生涯学習課課長	池 田 真 規
ミュージアム館長	大 木 礼 子
スポーツ振興課課長	坂 巻 崇
学校教育課課長補佐	橋 本 宜 之

（１）開会宣告（午後 1 時 55 分）

○早田教育次長

定刻前ではございますが、出席者がそろいましたので、ただいまから令和 8 年 4 月さくら市教育委員会定例会を開会いたします。

（２）挨拶

○早田教育次長

まず初めに、橋本教育長からご挨拶をお願いいたします。

○橋本教育長

年度が改まり、令和 8 年度最初の定例会に、皆様にお集まりいただき感謝申し上げます。前回の定例会でもお伝えした通り、新年度より事務局の体制が大幅に変更となりましたので、後ほど新任職員より自己紹介をさせていただきます。学校現場の状況について報告いたします。先週より各中学校で修学旅行が開始され、喜連川中学校は 4 月 16 日から、氏家中学校は来週 4 月 27 日から 3 日間の行程で実施予定です。5 月以降は各小学校が順次 1 泊 2 日の行程で実施いたします。昨今の交通費や滞在費の高騰に伴い、修学旅行費が 2 桁、つまり 10 万円台に達

する時代を迎えつつあるという現状もございますが、新学期が始まってから現在まで、全ての小中学校において大きな問題なく、大変無事に新年度のスタートを切ることができております。その他の教育委員会管轄事業も順次開始されます。先日の下野新聞に本市の桜に関する記事が掲載されておりました。市内のソメイヨシノはすでに散ってしまいましたが、通称「さくら東通り」の八重桜（カンザン）が見頃を迎えております。また、土手沿いの一葉という品種も、本日の強風で落花が進んでいるものの、大変美しい景観を見せております。これからはヤマブキが美しく咲き誇り、その後は喜連川のつつじ祭りが控えております。この喜連川庁舎の周辺は大変風光明媚な場所が多いと改めて実感しているところです。本日の定例会ですが、午後３時半より担当課長が出席する不登校関係の講演会が予定されているため、時間は十分でございますが、効率的な議事進行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○早田教育次長

ありがとうございました。それでは、４月の人事異動に伴い着任いたしました事務局職員の自己紹介を行います。

（各職員より、着任の挨拶および自己紹介）

○早田教育次長

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は橋本教育長にお願いいたします。

○橋本教育長

はい、分かりました。

（３）会議録署名委員の指名について

○橋本教育長

では、暫時私のほうで進行をさせていただきます。

まず、今月の議事録署名委員は、中村委員を指名します。よろしく願います。

（４）教育長報告

○橋本教育長

４月定例会教育長報告に沿って、教育委員の皆様に関連する重要な日程や施策を中心に報告いたします。

前年度末から今月頭にかけて、教職員の辞令交付式が執り行われました。今回の異動対象者は６３名でしたが、着任した教職員は全員元気に子供たちの指導に当たっております。

また、4月3日には第1回地区教育長会議が開催されました。構成メンバーは昨年度と同様の6名ですが、本年度の地区部会長には塩谷町の齋藤教育長が就任され、塩谷南那須教育事務所の阿見所長とともに新体制がスタートいたしました。新学期直前の4月6日・7日には、本市の校長会、教頭会、および主幹・教務主任会が開催され、それぞれの新会長のもとで各学校の体制が整備されました。

4月9日・10日の小中学校入学式に際しましては、委員の皆様にご臨席を賜り、温かい祝辞をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

今後の予定として、5月1日に地区教育委員会連合会総会が開催され、本市からは中村職務代理に出席いただく予定です。同日に実施される塩谷南那須地区の教科書採択会議ですが、今年度は他市町が当番（輪番制）となるため、本市からの出席はございません。

5月7日・8日には高崎市にて関東教育長会議が開催されます。

また、5月29日・30日には、上越市にて関東甲信越静教育委員研修会が開催されますので、委員の皆様には別途詳細な行程を案内いたします。

さらに、5月13日からは、青少年センターによる本年度第1回目の「あいさつ運動」が開始されます。年間4回の実施を予定しておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

資料の2ページ以降には、本年度の「教育推進の重点施策・方針」を記載しております。さくら市の学校教育を推進するにあたり、これから挙げる8項目を重点項目として各学校へ周知いたしました。

まず1つ目は安心・安全な学校づくりの推進、2つ目はいじめ防止・登校支援対策の実施と居場所づくりです。これはマイナスイメージを払拭するため、「不登校対策」から「登校支援」へと名称を変更しています。3つ目は学力向上の見える化と教育DXの推進で、今年も数値目標を設定いたしました。4つ目は学校における「働き方改革」の再点検と意識改革、5つ目は休日の部活動地域展開（地域移行）への対応で、1校1部活動を実施していきます。6つ目は学校食育の充実、7つ目は学校教育課と生涯学習課の連携を強化したコミュニティ・スクールの推進、そして最後は服務規律の厳正化と「凡事徹底」の指導になります。また、キャッチフレーズとして「あなたならできる」を掲げ、全教職員が自信を持って教育活動に専念できるよう伝えております。

その他、資料3ページ・4ページには、栃木県教育長による新年度挨拶の要旨、および県の主要な義務教育施策を掲載しておりますので、本市の施策に反映させてまいります。

資料5ページ以降は、事務局職員の配置一覧、旧下野中央銀行喜連川支店店舗の国登録有形文化財指定に関する案内、各種検定（漢検・英検）の受検料補助実績、本年度より完全実施する「小中学校給食費の無償化」の保護者向け通知、アレルギーや長期欠席等に伴う給食代替費補助金交付要綱の案内、休日の部活動地域展開に関する通知文、児童生徒数（小学校：2,307名、中学校：1,182名）のデータ、年間学校行事予定、および成果目標の一覧でございます。

以上で教育長報告を終了いたします。本報告に関し、質疑がございましたらお願いいたします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員

学校給食代替費の補助について、支給要件である「長期欠席」の具体的な判断基準（日数等の単位）をお伺いします。また、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症による出席停止など、一時的な欠席の場合はどのような対応になるのでしょうか。

○鈴木学校教育課長

本補助金は、学校に対して「学校給食停止届」を正式に提出し、承認されている児童生徒の保護者を対象としております。そのため、突発的な欠席や数日程度の病欠などは対象となりません。あくまでも長期にわたり給食を完全に停止している場合が対象となります。

○中村委員

そうしますと、不登校等の理由であらかじめ給食の停止届を提出している児童生徒についても、支給対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木学校教育課長

おっしゃる通りです。不登校の児童生徒の多くは、事前に給食の停止届を出されておりますので、当然に対象となります。また、先ほどご質問のあったインフルエンザ等の出席停止につきましては、正式な給食停止届の対象とはならないため、補助金の支給対象外（日割り支給は行わない）となります。

○橋本教育長

本制度は日割りでの計算ではなく、月単位の給食停止を想定して設計しております。他にご質問はございますか。岡崎委員、どうぞ。

○岡崎委員

部活動の休日の地域展開に関し、保護者向けの案内文に「生徒の部活動自体に大きな変化はない」との記述がありますが、これは具体的に「指導者が変わるのみである」という認識でよろしいでしょうか。

○鈴木学校教育課長

基本的には、これまでの部活動が「平日の部活動」と「休日の地域クラブ活動」に分かれる形になります。平日の活動は従来通り学校の教員が顧問として指導し、休日の活動は地域の専門指導員が指導を担います。学校の教員が休日も指導を希

望する場合は、兼職許可を得た上で、地域クラブの指導員として指導に当たることになります。また、地域移行に伴う保護者の金銭的負担が増加しないよう、運営費用は市が一定程度負担する仕組みを構築しているため、「大きな変化はない」と表現しております。

○岡崎委員

活動場所（練習場所）が変更になる可能性はあるのでしょうか。

○鈴木学校教育課長

変更になる可能性はございます。例として、従来は学校のグラウンドで実施していた練習を、休日はさくら市総合公園等の社会体育施設に集約して実施するケースが考えられます。

○橋本教育長

補足いたします。当面の間、先行して地域移行を行うのは氏家中学校の陸上競技部、および喜連川中学校の柔道部です。陸上競技部は従来からさくらスタジアム等を利用しており、柔道部も基本的には喜連川中学校の格技場を利用するため、活動内容や環境に急激な変化は生じません。これらの詳細については、対象の保護者説明会を順次開催して丁寧にお伝えいたします。国のガイドラインに基づき、休日部活動の完全地域移行を目指して体制整備を進めてまいります。他にご質問はございますか。稲見委員、どうぞ。

○稲見委員

休日の部活動地域展開について2点伺います。1点目として、案内文にある今後の予定に「地域クラブ名は未定」とありますが、これは既存の地域スポーツクラブ等に一括して委託するのではなく、個人の指導者と直接契約を結ぶ形態を想定しているのでしょうか。2点目は周知の対象についてです。現在、案内文の宛名が「陸上競技部保護者各位」となっておりますが、例えば喜連川中学校のように陸上競技部が存在しない学校の生徒であっても、「休日に地域クラブとして活動できるのであれば陸上競技を始めたい」という潜在的なニーズがあると考えられます。学校の部活動に所属している生徒のみに限定せず、より幅広い児童生徒を対象として募集・周知を行ってはいかがでしょうか。

○鈴木学校教育課長

1点目の運営形態についてですが、現在は現在の部活動指導員や外部指導者の方々と個別に交渉を進めております。休日は学校教育活動とは切り離し、新たな地域クラブ（仮称：さくら陸上クラブ等）を立ち上げ、その枠組みの中で活動を行う方向で調整しております。2点目の対象生徒の拡大についてですが、休日の地域クラブ活動は学校の枠組みを超えた活動であるため、理論上は他校の生徒の

参加も可能です。まずは氏家中学校陸上競技部の保護者への案内を先行させますが、喜連川中学校等の生徒への周知や受け入れの可否については、今後の指導体制や安全管理の面を踏まえ、前向きに検討を重ねてまいりたいと考えております。

○稲見委員

学校の教員が、休日に地域クラブの指導員を兼任する場合、手当等はどのように支給されるのでしょうか。

○鈴木学校教育課長

休日指導に当たる教員に対しては、市より兼職に伴う講師謝金（時間給等）を直接支給いたします。

○橋本教育長

休日の部活動地域移行については、各市町村が地域の特性に応じて多様な手法を模索しているデリケートな課題です。さくら市においては、受け皿となる大規模な総合型地域スポーツクラブが現状存在しないため、当面は教育委員会が主体となって運営を主導し、個人の指導者へ委託する形でスタートいたします。教員が兼職として休日指導を行う場合、時間当たりの報酬を支給する制度を整えました。教員の働き方改革を推進しつつ、子供たちのスポーツ環境を維持できるよう、慎重に事業を展開してまいります。

○中村委員

学校給食費の無償化について要望を申し上げます。今後、感染症等の流行に伴い学年閉鎖や学級閉鎖が実施された際、「登校したくてもできない状況」における給食費の取扱いや、保護者への丁寧な事前説明が重要になると考えます。金銭が絡む内容ですので、不公平感や誤解が生じないように、あらかじめ明確な基準を提示してください。

○橋本教育長

ご指摘の通り、保護者の皆様の理解を得ることは非常に重要です。5月に開催される市PTA連絡協議会総会等の機会も捉え、学校を通じて正確な制度周知に努めてまいります。

○舩生委員

資料15ページの児童生徒数データに関連して伺います。全国的な少子化が進む中、本市における児童生徒数の減少の傾向や、地域的な偏りについて、教育委員会としてどのように分析・把握されているのでしょうか。

○鈴木学校教育課長

本市全体としても児童生徒数は緩やかな減少傾向にあります。今後の推移予測を見ますと、5年後には大半の小学校で学級数の減少、例えば3学級から2学級への減少が避けられない見通しです。ただし、現時点で直ちに複式学級（複数の学年を一つの教室にする学級）が編制される規模までの急激な減少はございません。地域的な特徴としては、押上小学校および熟田小学校が各学年1学級の「単学級」で推移しており、児童数の減少が比較的顕著に現れております。一方で、上松山小学校や氏家南小学校などは2～3学級の規模を維持しております。

○舩生委員

地域的にはどうなんですか、小学校とか。

○鈴木学校教育課長

地域的には、今、押上と熟田小が1クラスぐらいつつの教室でして、上松山と南が2クラスでしょうかね、あたりになるということで、ただ、3クラスもあったですよ。あたりの中で推移しているというところで、どうしても押上、熟田あたりはちょっと1クラスのところが推移するということではあります。

○中村委員

児童生徒数の減少に伴い、将来的な学校の適正配置（統合等）や、学区の見直し、特認校制度の導入などについての検討状況はいかがでしょうか。

○橋本教育長

学校の適正規模・適正配置につきましては、市議会等からも定期的にご質問をいただいている重要課題です。児童生徒の教育環境や集団学習のメリットを考慮した場合、在籍数が極端に少ない単学級の状況は今後メスを入れる必要が生じる可能性があります。対応策としては、①通学区域（学区）の再編、②特定の学校に独自の特色を持たせて学区外からの通学を認める「小規模特認校制度」の導入、などが選択肢として挙げられます。これらは地域住民や保護者の皆様のご理解が不可欠な課題ですので、他自治体の先進事例（高根沢町や那須烏山市等）も研究しながら、事務局において慎重に検討を進めてまいります。

○舩生委員

4ページに記載のある県の施策「高校入試改革」について、特色選抜と一般選抜を同一日程で実施することによる中学校側の具体的なメリットや影響について伺います。

○橋本教育長

次年度より県立高校の入試日程が約2週間前倒しされ、2月下旬の実施となります。同一日程化の主な理由や現場への影響につきましては、事務局で詳細を調査の上、改めて報告させていただきます。一般的には、試験日程を1回に集約することで、中学校・高校双方の入試業務の効率化や、早期に進路を決定した生徒と一般受験生徒との間の心理的な格差を縮小する効果などが期待されていると認識しております。

では、ここで色々と熟議をしましたので、先に進めさせていただきます。本日は議案が4件、報告が7件となっております。

(5) 議案

議案第1号 令和8年度さくら市教育全体構想について

○橋本教育長

ではまず初めに、議案第1号になりますが、令和8年度さくら市教育全体構想について、事務局より説明をお願いします。

○早田教育次長

議案書5ページをご覧ください。本市の教育目標である「心身共に健康で、生涯にわたり自己実現し、社会に貢献できる人づくり」に基づき、学校教育・社会教育・青少年教育を体系的に推進するための構想です。本年度の主な改定点（資料赤字部分）についてお伝えします。

まず学校教育目標の5番ですが、従来の「不登校への対応強化」から、本年度の重点施策と連動し「登校支援の強化、安全・安心な居場所づくり」へ名称を変更しました。また、若手教員の育成を目的とした「学級担任のOJTの活性化」を追記しております。

次に社会教育目標（ミュージアム）では、前年度の市制20周年記念事業の終了に伴い文言を整理し、「魅力ある企画展関連行事の開催と、施設整備の充実と維持管理」へ改定しました。

そして青少年教育目標（公民館）についてですが、地域の生涯学習環境の向上に向け、「学びの場の充実」を新たに追記いたしました。変わったところは以上になります。

○橋本教育長

では、本議案に対し質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、本議案に対する質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをします。議案第1号 令和8年度さくら市教育全体構想について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

賛成全員であります。本議案は可決しました。

議案第2号 令和8年度6月補正予算要求について

○橋本教育長

続きまして、議案第2号 令和8年度補正予算要求について、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○鈴木学校教育課長

学校教育課長です。

議案書8ページをご覧ください。主要事業である「子育て支援図書カード配布事業」について説明いたします。

物価高騰が長期化する中、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の読書活動を推進することを目的に、市内に住所を有する小中学生（市外通学者含む）全員に対し、1人当たり3,000円分の図書カードを支給するものです。対象児童生徒数は3,634人を見込み、事業費として1,093万3,000円を6月補正予算として要求するものです。

○橋本教育長

本議案に対し質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

船生委員。

○船生委員

とてもいい事業だと思うんですが、その実際の配布作業というのはどんな形で配布されていくのか教えてください。

○橋本教育長

学校教育課長。

○鈴木学校教育課長

学校教育課長です。

市内の小中学校に在籍する児童生徒につきましては、学校を通じて確実に配付

いたします。市外の学校に通学している生徒や、現在不登校等の状況にある生徒等につきましては、保護者宛てに簡易書留郵便等を用いて確実に郵送をお届けする計画です。

○船生委員

分かりました。

○橋本教育長

その他ございますか。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、本議案に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをします。議案第2号 令和8年度6月補正予算要求について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

挙手全員であります。本議案は可決いたしました。

議案第3号 さくら市学校医任命について

○橋本教育長

議案第3号に参ります。さくら市学校医の任命について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長。

○鈴木学校教育課長

学校教育課長です。

議案書10ページをご覧ください。学校保健安全法に基づき、各校に学校医を配置しております。この度、押上小学校の学校医の退任に伴い、後任として「半田クリニック」院長の半田教（はんだ たかし）氏を新たに任命しようとするものです。なお、今回のように根拠が法令や条例に基づく委員等の委嘱・任命は「議案」として審議いただき、規則や要綱に基づくものは「報告事項」として処理を区分しております。

○橋本教育長

では、本議案に対し質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、本議案に対する質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをします。議案第3号 さくら市学校医の任命について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

挙手全員でございます。本議案は可決しました。

議案第4号 さくら市図書館協議会委員の任命について

○橋本教育長

続きまして、議案第4号 さくら市図書館協議会委員の任命について、事務局より説明願います。

生涯学習課長。

○池田生涯学習課長

生涯学習課長です。

議案書15ページをご覧ください。さくら市図書館条例第10条の規定に基づき、委員の辞任等に伴う後任2名の任命を行うものです。学校代表枠として高齋京（たかさいけい）氏、学識経験枠として物井友和（ものいともかず）氏を新たに任命いたします。任期は、前任者の残任期間である令和9年3月31日までとなります。

○橋本教育長

本議案に対して皆様から質疑がありましたらお願いいたします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員

新たに学識経験枠で就任される物井氏ですが、那須塩原市の現職の図書館長をされていると伺いました。大変心強い人材ですが、物井氏はさくら市内に在住されているのでしょうか。

○橋本教育長

生涯学習課長。

○池田生涯学習課長

生涯学習課長です。

物井氏はさくら市熟田地区に在住されており、以前より「自身の専門性を活かして、在住地であるさくら市の教育・文化行政に貢献したい」との温かいお申し出をいただいております。その経緯から、今回適任者として推薦させていただいた次第です。

○中村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○橋本教育長

そのほかございますか。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、本議案に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをします。議案第4号 さくら市図書館協議会委員の任命について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

挙手全員でございます。本議案は可決しました。

報告第1号 さくら市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について

○橋本教育長

これより報告事項に入ります。

報告第1号 さくら市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について、事務局より説明願います。

生涯学習課長。

○池田生涯学習課長

生涯学習課長です。

くら市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、各学校の委員を委嘱いたしましたので報告いたします。名簿は議案書19ページからとなります。なお、事前に配付した名簿のうち、熟田小学校の委員の役職表記に一部誤りがございましたので、次の通り訂正をさせていただきます。

29番の馬場委員（現PTA会長）に変更はございませんが、30番の今井直樹

委員の役職は「元PTA会長」、31番の田代直也委員の役職は「学校教育課職員」となります。お詫びして訂正いたします。今年度の委員総数は重複を除き実人数83名です。

○橋本教育長

本報告に関しまして質疑等、委員の皆様から質疑等がありましたらお願いいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、以上で報告第1号は終了しました。

報告第2号 さくら市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

○橋本教育長

報告第2号 さくら市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、事務局から説明を願います。

生涯学習課長。

○池田生涯学習課長

生涯学習課長です。

施行規則第7条の規定に基づき、4月の人事異動に伴う充て職の変更に伴い、3名の委員を新たに委嘱いたしました。さくら警察署生活安全課長の五反田秀氏、さくら市校長会選出の五月女康弘氏、喜連川少年院庶務課長の山岡勝平氏です。任期は令和9年3月31日までとなります。

○橋本教育長

本報告について委員の皆様から質疑ありましたらお願いいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

以上で、報告第2号は終了いたしました。

報告第3号 さくら市青少年センター少年育成サポーターの委嘱について

○橋本教育長

続きましては、報告第3号 さくら市青少年センター少年育成サポーターの委嘱について、事務局より説明願います。

生涯学習課長。

○池田生涯学習課長

生涯学習課長です。

施行規則第6条の規定に基づき、小澤恵理華氏の1名についてサポーターへの再任手続きを行いましたので報告いたします。任期は令和9年3月31日までとなります。

○橋本教育長

委員の皆様からご質疑等がありましたらお願いいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、本報告に対する質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。

報告第4号 さくら市社会教育指導員の任命について

○橋本教育長

第4号に移ります。さくら市社会教育指導員の任命について、事務局より説明願います。

生涯学習課長。

○池田生涯学習課長

生涯学習課長です。

指導員の設置に関する規則第3条、および地方公務員法に基づき、会計年度任用職員として指導員の任命を行いましたので報告いたします。今年度は2名を再任し、新たに新任として高萩和幸（たかはぎ かずゆき）氏を5月1日付で採用・任命いたしました。

○橋本教育長

委員の皆様から質疑等ありましたらお願いいたします。

船生委員。

○船生委員

新任の高萩氏ですが、過去に栃木県立黒羽高等学校の校長を務められていた大ベテランの先生ですね。高萩氏はさくら市内に在住されているのでしょうか。

○池田生涯学習課長

高萩氏は、現在は宇都宮市内に在住されております。

○橋本教育長

よろしいですか。はい、ありがとうございました。
そのほかございますか。

(発言する声なし)

○橋本教育長

本報告に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結いたします。
以上で報告第4号は終了いたしました。

報告第5号 さくら市青少年センター少年指導員の任命について

○橋本教育長

5号に移ります。さくら市青少年センター少年指導員の任命について。
生涯学習課長。

○池田生涯学習課長

生涯学習課長です。

青少年センター条例第5条の規定に基づき、会計年度任用職員として、指導員
1名（再任）の任命を行いましたので報告いたします。

○橋本教育長

委員の皆様から質疑がありましたらお願いします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、本報告に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結いたします。
以上で報告第5号は終了いたしました。

報告第6号 区域外就学の許可について

○橋本教育長

引き続いて、秘密会に入ります。

報告第6号 区域外就学の許可について、事務局より説明願います。
学校教育課長。

○鈴木学校教育課長

(学校教育課長による説明)

○橋本教育長

委員の皆様から質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑応答)

○橋本教育長

本報告に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第6号は終了いたしました。

報告第7号 要保護及び準要保護者の認定について

○橋本教育長

続きまして、報告第7号になります。要保護・準要保護者の認定について、事務局より説明願います。

学校教育課長。

○鈴木学校教育課長

(学校教育課長による説明)

○橋本教育長

本報告に対し委員の皆様から質問がありましたらお願いいたします。

(質疑応答)

○橋本教育長

そのほかございますか。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、この報告に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第7号は終了いたしました。

(6) その他

○橋本教育長

その他に入ります。

委員の皆さん、また事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局で何かありますか。

○事務局（橋本学校教育課長補佐）

(関東甲信越研修会、教育委員のあて職、定例会における視察について確認)

○早田教育次長

それでは、次回の定例会ですが、5月20日(水)10時から、場所は本日に引き続き喜連川支所で開催をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(7) 閉会宣告(午後3時20分)

○早田教育次長

以上で令和8年4月定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

以上が、さくら市教育委員会、令和８年４月定例会の会議録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和８年　　月　　日

署名委員（教育長）

署　名　委　員

書　　　　　記